

# 十津川村の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21度の人件費率
22年度	4,063 人	6,134,329 千円	193,781 千円	763,072 千円	12.4%	14.1%

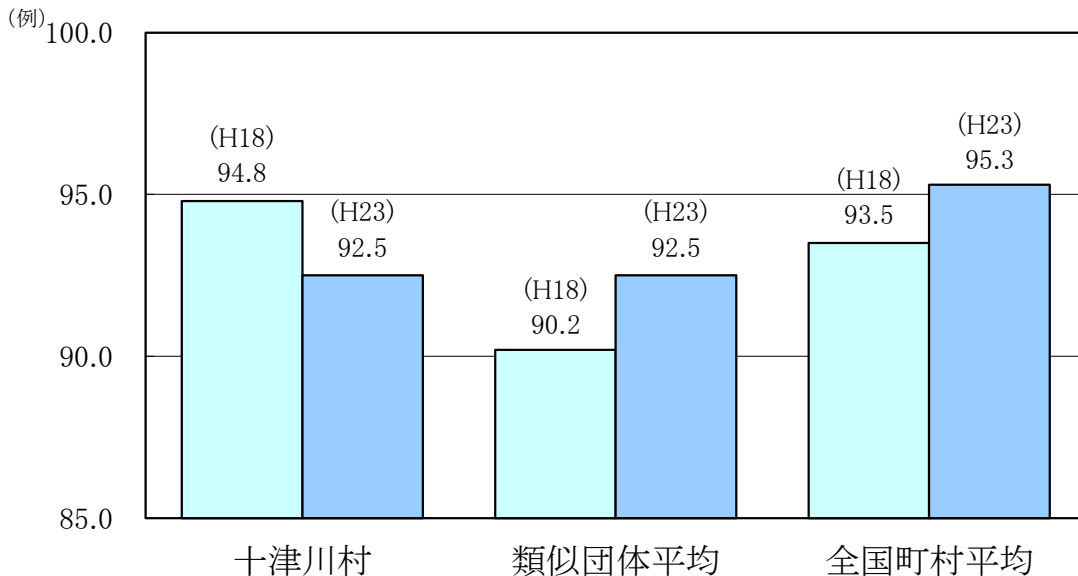
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	106人	355,357千円	78,016千円	126,750千円	560,123千円	5,284千円	5,323千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

(単位：円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
十津川村	41.1 歳	295,996 円	361,221 円	318,470 円
奈良県	43.8 歳	344,039 円	424,235 円	385,028 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	42.8 歳	307,383 円	357,824 円	335,218 円

##### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
十津川村	50.3 歳	16 人	274,168 円	302,458 円	300,150 円	—	—	—	—
うち清掃職員	44.8 歳	2 人	328,797 円	383,899 円	374,197 円	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.3
うち学校調理員	51.9 歳	13 人	266,364 円	292,164 円	290,815 円	調理士	40.4 歳	278,000 円	1.1
奈良県	50.7 歳	137 人	372,188 円	429,874 円	407,466 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	50.1 歳	4 人	268,426 円	295,543 円	283,987 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
十津川村	—	—	—
うち清掃職員	6,017,988 円	4,035,300 円	1.49
うち学校調理員	4,564,670 円	3,750,200 円	1.22

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

#### (2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分		十津川村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	135,150 円	—
	中学卒	125,400 円	121,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成23年4月1日現在）

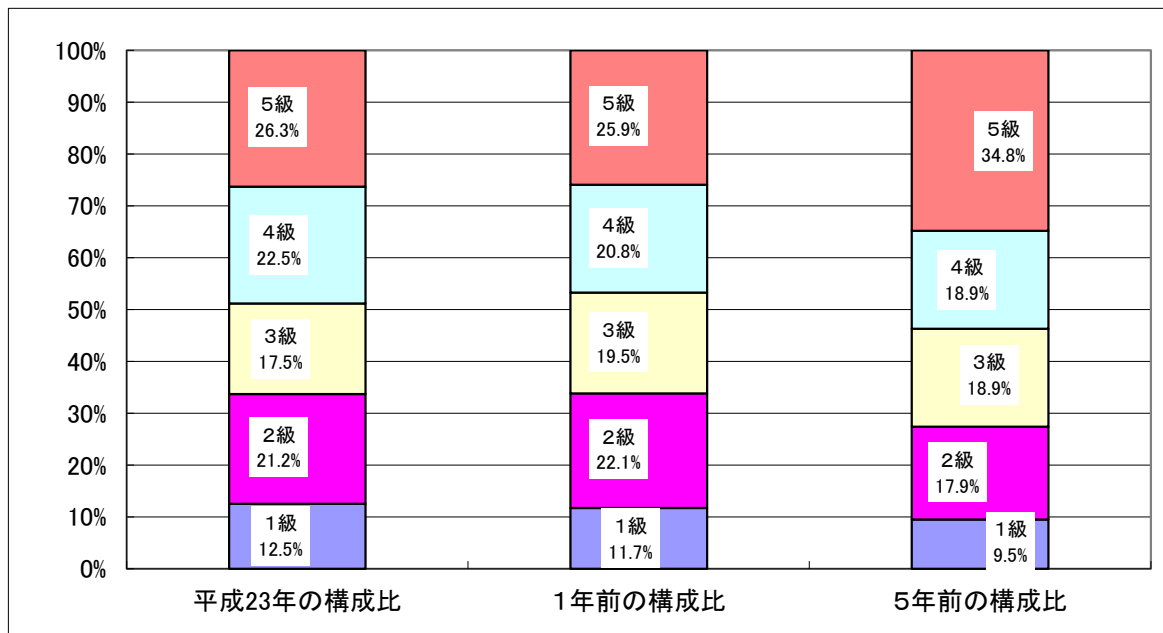
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	243,700 円	300,240 円	362,263 円
	高校卒	217,700 円	244,400 円	311,360 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	262,267 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	10人	12.5%
2 級	主査の職務 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	17人	21.2%
3 級	係長の職務 困難な業務を処理する主査の職務	14人	17.5%
4 級	課長補佐・主幹・次長・事務長・室長・所長（課長補佐同等職）又は副園長の職務 困難な業務を処理する係長の職務 相当困難な業務を処理する主査の職務	18人	22.5%
5 級	総括参事又は教育次長の職務 課長・指導主事・指導技師・所長・局長又は室長の職務 特に困難な業務を処理する課長補佐・主幹・次長・事務長・室長・所長（課長補佐同等）又は副園長の職務	21人	26.3%

- (注) 1 十津川村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

一律支給
------

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十津川村	奈良県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,391 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,623 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

一律支給
------

(2) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

十津川村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	789 千円	6,169 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
-	0 %	0 人	0 %

(4) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		3,102 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		124,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		24.0 %	
手当の種類(手当数)		8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
清掃業務手当	し尿の業務に従事した職員に支給	衛生センター従事職員	日額 500円
行路病人取扱手当	行路病人を取扱う職員に支給	福祉事務所職員	日額 2,000円
嘱託医手当	福祉事務所の嘱託医が生活保護法に基づく医療扶助の診療内容の審査を行った時に支給	福祉事務所嘱託医	月額 12,000円
医師調整手当	医師に対して支給	医師	月額 300,000円
救急業務手当	救急自動車に添乗する職員に支給。休日及び夜間の救急業務のため出勤を命じられた医師、看護師に対して支給	従事職員	月額 10,000円(添乗) 1回 3,000円(看護師) 1回 10,000円(医師)
年末年始勤務手当	特に年末年始に勤務を命じられた職員に支給	全職員	日額 3,000円
防疫等作業手当	感染症患者等の処理作業に従事した職員	従事職員	日額 1,000円
行路死亡人処理手当	行路死亡人を処理した職員	福祉事務所職員	日額 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	16,029 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	226 千円
支給実績(平成21年度決算)	15,940 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	207 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合1人目) 11,000円 その他 5,000円	同じ	—	12,532 千円	236,453 円
住居手当	借家27,000円(上限)	同じ	—	1,034 千円	114,889 円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額55,000円 交通用具(自動車等)利用する職員で、2km以上、最初の2km3,000円。1km増すごと1,000円加算(最高限度額55,000円)	異なる	最初の2km 3,000円1km増すごと1,000円加算	13,991 千円	225,661 円
管理職手当	参事・教育次長 11/100 課長級 9/100 課長補佐級 7/100	異なる		11,772 千円	346,235 円
宿直手当	1日 4,200円			4,985 千円	80,403 円

## 6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	675,000 円	( ) 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
				840,000 円 / 325,000 円		
報 酬	副市町村長	590,000 円	( ) 円			
				705,000 円 / 285,000 円		
報 酬	議 長	280,000 円	( ) 円			
	副 議 長	235,000 円				
	議 員	215,000 円				
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(平成23年度支給割合) 2.95		月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成23年度支給割合) 2.95		月分		
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
		675,000円×在職年数×520/100 590,000円×在職年数×330/100		14,040千円 7,788千円	退職時 退職時	
備 考						

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

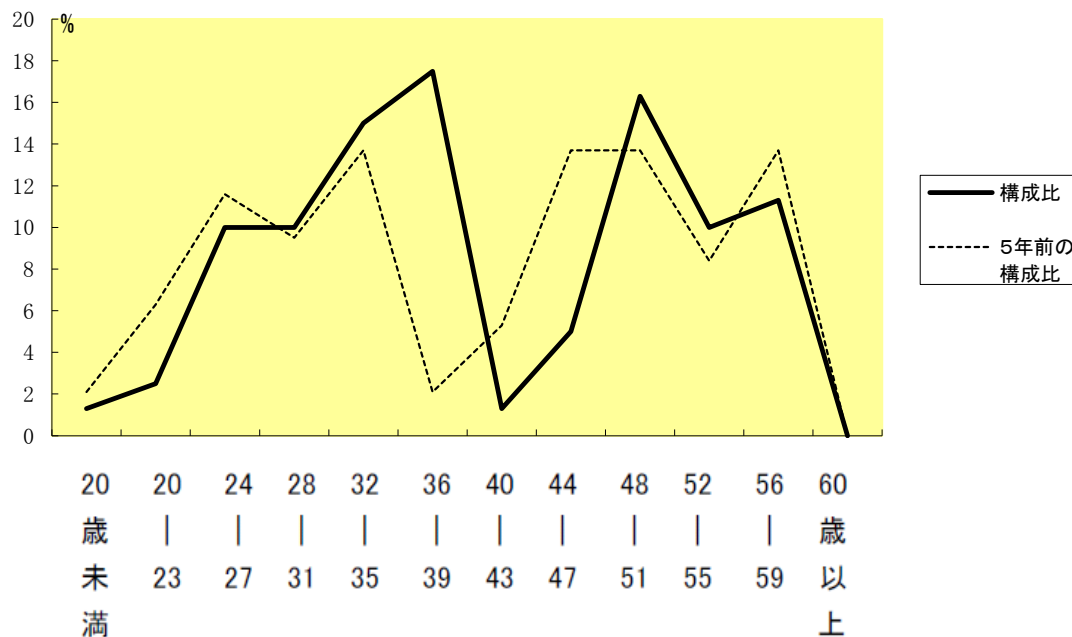
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	3	1	事務の増(監査業務) 事務の減(監査業務) 事務の増(林業振興業務) 事務の増(地籍調査業務及び施設業務) 退職職員不補充 事務の増(保険業務)
		総務	24	23	▲1	
		税務	3	3	0	
		農林水産	9	10	1	
		商工	4	4	0	
		土木	9	11	2	
		民生	21	20	▲1	
		衛生	8	9	1	
	計	80	83	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 204.28 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 193.65 人)	
	教育部門	25	24	▲1	退職職員不補充	
消防部門	0	0	0			
小 計	105	107	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 263.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 235.89 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	3	3	0		
	その他	10	10	0		
小 計	13	13	0			
合 計		118	120	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 295.35 人	
		[ 154 ]	[ 154 ]	[ 0 ]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	2人	8人	8人	12人	14人	1人	4人	13人	8人	9人	0人	80人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	98	96	88	83	80	83	△15 (△15.3%)
教育	30	27	25	25	25	24	△6 (△20.%)
消防							
普通会計計	128	123	113	108	105	107	△21 (△16.4%)
公営企業等会計計	15	16	16	14	13	13	△2 (△13.3%)
総合計	143	139	129	122	118	120	△23 (△16.1%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 簡易水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	67,454千円	▲89,310千円	17,595千円	26.80%	29.90%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	3人	9,688千円	1,090千円	3,390千円	14,168千円	4,723千円	6,443千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
十津川村	39.9 歳	274,749 円	412,238 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十津川村		市町村（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額(平成22年度)		1人当たり平均支給額(平成22年度)	
1,130 千円		1,510 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
( 1.45 )月分	( 0.65 )月分	( 1.45 )月分	( 0.65 )月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

十津川村			市町村（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	)		(退職時特別昇給	)	
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	14,981 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。



ウ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	173 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	58 千円
支給実績(平成21年度決算)	83 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	28 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外扶養親族 6,500円 (配偶者がいない場合1人目) 11,000円 その他 5,000円	同じ		132 千円	132,000 円
住居手当	借家27,000円(上限)	同じ		168 千円	168,000 円
通勤手当	交通機関利用・最高限度額55,000円 交通用具(自動車等)利用する職員で、2km以上、最初の2km3,000円。1km増すこと1,000円加算(最高限度額55,000円)	同じ		300 千円	150,000 円
管理職手当	参事・教育次長 11/100 課長級 9/100 課長補佐級 7/100	同じ		317 千円	317,000 円